

令和4年度 第2回南相馬市子ども・子育て審議会

日 時 : 令和4年8月24日(水)
午後1時30分～

場 所 : 市役所本庁舎 3階 第1会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

(2) (諮問・答申) 南相馬市公私連携幼保連携型認定こども園(原町区認定こども園)運営事業者について

4 その他

5 閉 会

【配布資料】※資料2につきましては当日配布をいたします。

・ 第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて
・・・資料1

・ 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しの
ための考え方について(内閣府事務連絡) ・・・資料1 参考資料

・ 南相馬市公私連携幼保連携型認定こども園(原町区認定こども園)運営事
業者について ・・・資料2

・ 原町区認定こども園運営事業者選定基準 ・・・資料2 別紙

第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画の 中間年の見直しについて

1 第二期計画の概要

平成27年度から令和元年度の5年間に亘る、第一期南相馬市子ども・子育て支援事業計画に引き続き、令和2年度より第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画に基づき、各事業を実施しています。

(1) 計画期間

2020	2021	2022	2023	2024
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				

※市町村次世代育成支援行動計画分野

→「南相馬市復興総合計画後期基本計画」（平成31年度から令和4年度まで）との連動性等を確保するため、令和2年度から令和5年度までの4か年を計画期間とします。

※市町村子ども・子育て支援事業計画分野

→子ども・子育て支援法において市町村は5年間で1期とした事業計画を定めるものとされていることから、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。

(2) 計画の構成

本計画は、一つの計画内に「市町村次世代育成支援行動計画に準ずる総合的な子ども・子育て事業に関する分野」と「市町村子ども・子育て支援事業計画に関する分野」の二つの分野を含む計画となっています。

対象分野	内容	計画期間
市町村次世代 育成支援行動 計画分野	【総合的な事業分野】 ・ 出産、医療、交通安全、防犯 ・ 健全育成、多様な体験 ・ 保育サービス、相談、経済支援、子育てネットワーク、仕事と家庭の両立 ・ 児童虐待防止、ひとり親支援、障がい・発達支援、被災児童支援、貧困対策	令和2年度～ 令和5年度
市町村子ども・子育て支援事業計画分野	【需給分野】 ・ 幼稚園、保育園等の預かり ・ 子育て視線センター ・ 乳児家庭訪問 ・ 子育て短期支援 ・ ファミリーサポートセンター事業 ・ 一時預かり ・ 延長保育 ・ 病児・病後児保育 ・ 放課後児童クラブ ほか	令和2年度～ 令和6年度

今回の見直しでは、「市町村子ども・子育て支援事業計画分野」について、後述する根拠に基づき、見直しを実施します。

2 中間年見直しの内容

(1) 概要

第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画においては、令和4年度が中間年見直しの時期としており、幼稚園、保育園、認定こども園における「教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保」及び「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保」において、見直しの検討を行います。

(2) 根拠

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第百五十九号）

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

六 その他

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

(略) 法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の2(一) ※又は四の2の(一)により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。そのため、市町村は支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。

(3) 見直しの判断基準

内閣府が令和4年3月18日付け事務連絡として通知した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」に基づき、

当初想定していた見込量と実績量を比較することにより、見直しの必要性について判断します。

見直しの判断基準については以下のとおりとなります。

①教育・保育の量

見込量と実績量において、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断します。

$$\begin{array}{c} \text{※} \quad \text{実績値} \\ \text{量の見込み} \end{array} \leq 90\% \quad \text{又は} \quad \begin{array}{c} \text{実績値} \\ \text{量の見込み} \end{array} \leq 110\%$$

②地域子ども・子育て支援事業の量

○放課後児童クラブ

利用申込みや登録児童・待機児童数に加え、地域の実態（保育所の新設、大規模マンションの新設等）等の量の見込みを大きく変動させる可能性がある要因を踏まえ、見直しを行います。

○延長保育事業及び病児保育事業

保育所等の整備の拡大に応じて、見直しを行います。

○一時預かり事業

一時預かり事業を行う幼稚園の拡大や、利用実績から予測される家庭類型の割合、専業主婦・主夫家庭等の増減見込み、実際の利用状況等を考慮し、見直しを行います。

○その他事業

事業の実施状況や利用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

（４）基準日

内閣府が示した見直しの考え方では、令和３年４月１日を基準日としていますが、この基準日の場合、令和３年度中の量の増減が反映できないため、実績量については、令和３年度末時点を基準日とします。

(5) 見込量及び実績量について

①教育・保育の量について

No	件名		令和2年度（参考）			令和3年度			見直しの方向性
			見込量	実績量	割合	見込量	実績量	割合	
1	1号 ・3歳～5歳 ・保育の必要性なし ・幼稚園等での教育を希望		382	393	103%	378	394	104%	見込量と実績量の差が10%未満であるため、見直しを行わない
2	2号 ・3歳～5歳 ・保育の必要性あり	幼児期の学校教育の利用希望が強い	274	244	89%	272	248	91%	見込量と実績量の差が10%未満であるため、見直しを行わない
		上記以外	461	527	114%	457	498	109%	見込量と実績量の差が10%未満であるため、見直しを行わない
3	3号 満3歳未満 ・保育の必要性あり	0歳	119	95	80%	118	108	92%	見込量と実績量の差が10%未満であるため、見直しを行わない
		1, 2歳	304	333	110%	298	324	109%	見込量と実績量の差が10%未満であるため、見直しを行わない

②地域子ども・子育て支援事業の量について

No	事業名	回数	令和2年度（参考）			令和3年度			見直し検討
			見込量	実績量	割合	見込量	実績量	割合	
1	地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター事業）	人回／月	1,237	350	28%	1,216	498	41%	見込量と実績量に大きな差があるため、見直しを検討する
2	乳児家庭全戸訪問事業	人／年	291	283	97%	287	278	97%	見込量と実績量の差が小さいため、見直しを行わない
3	子育て短期支援事業	人日／年	10	0	0%	10	0	0%	提供体制を整備しており、見直しを行わない
4	ファミリー・サポート・センター事業	人日／年	300	45	15%	300	258	86%	見込量と実績量の差が小さいため、見直しを行わない
5	一時預かり事業（一般型）	人日／年	2,593	218	8%	2,551	350	14%	見込量と実績量に大きな差があるため、見直しを検討する
		箇所	2	2		3	2		
6	一時預かり事業（幼稚園型）	人日／年	32,502	33,400	103%	32,227	35,904	111%	見込量と実績量の差が小さいため、見直しを行わない
		箇所	9	9		9	9		
7	延長保育事業	人	68	41	60%	68	41	60%	見込量と実績量の差が小さいため、見直しを行わない
8	病児・病後児保育事業	人日／年	4,120	0	0%	4,120	0	0%	提供体制について検討中のため、見直しを行わない
		箇所	0	0		0	0		
9	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	人	759	646	85%	756	582	77%	見込量と実績量の差が小さいため、見直しを行わない

事務連絡
令和4年3月18日

各 都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しの
ための考え方について

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

市町村子ども・子育て支援事業計画については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成二十六年内閣府告示第百五十九号。以下「基本指針」という。）において、「法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、・・・量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行う」こととなっています。

今般、基本指針に基づいて、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）における第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しを行うための考え方について送付いたします。各都道府県及び各市町村におかれては、これを参考としてご活用いただき、適切な見直し作業を進めていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、管内市町村に対して遺漏のないよう周知いただくとともに、管内市町村の対応状況等を踏まえ、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画について、適切な見直し作業を進めていただきますようお願いいたします。

また、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」について、国における子ども・子育て支援施策の充実の検討材料とするため、令和4年度中を目途に調査を実施することを予定しておりますのでご承知置きください。

1. はじめに

本資料は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号。以下「基本指針」という。）に基づき、各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）において計画期間の中間年における見直し（以下「中間年の見直し」という。）を行うための参考となる考え方を示すものである。

本資料における見直しの考え方は、第二期市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）の策定時において、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（作業の手引き）」（以下「手引き」という。）等に基づき、教育・保育の量の見込みを算出している場合を念頭に置いたものである。

実際にどのような方法で見直しを行うかは、今回お示しした算出方法の全体を活用する、一部を活用する等も含め、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、各自治体において適切に判断いただきたい。

なお、既に地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、令和 3 年度に見直しを行った自治体や、現在見直しを実施中の自治体について、改めて作業を行うことを求める趣旨ではない。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難であって、令和 4 年度に中間年見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和 5 年度以降に必要なに応じて実施していただきたい。他方、市町村計画が教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関して定めるものであることを踏まえ、**中間年の見直しの有無にかかわらず、地域の実情に応じて必要な場合は、適時に市町村計画を見直すことを検討していただきたい。**

2. 見直しの方法について

2. 1 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

(1) 実績値の把握

基本指針中の「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数」については、市町村計画において設定した提供区域ごとに、教育・保育給付認定区分ごとの子どもの令和3年4月1日時点における実績値に基づくこととする。

(留意事項)

- ・市町村計画における1号認定子どもの「量の見込み」については、施設型給付を受けない幼稚園を利用する子どもの数等も含まれており、実績値の把握に際しても留意が必要である。
- ・市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（以下「地方単独事業」という。）等による保育については、当分の間、確保方策に含めることを可能としていることから、認定を受けずに地方単独事業等を利用している子どもの数について把握している場合には、実績値の把握に際しても留意が必要である。

(2) 「実績値」と「量の見込み」との比較

(1)に基づき把握した「実績値」について、教育・保育給付認定区分ごとに、市町村計画における「量の見込み」（必要利用定員総数）と比較し、10%以上の乖離がある場合※は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。

$$\text{※ } \frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \leq 90\% \text{ 又は } \frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \geq 110\%$$

なお、形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討いただきたい。また、乖離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、「1. はじめに」に記載しているとおり、令和5年度以降に見直しを行うことや、(4)に掲げる「量の見込み」の補正を実施するに当たり、当該影響を十分留意した上で補正を行うなど、適切に対応していただきたい。

(3) 要因分析

(2)を踏まえて見直しが必要と判断した場合は、乖離している要因について分析する必要がある。「量の見込み」は、手引き等に基づけば、①「推計児童数」、②「潜在家庭類型」及び③「利用意向率」により算出しているところ、乖離が生じている場合、例えば以下のような要因が考えられる。

- ・①「推計児童数」に係る事項として、推計時に想定できなかった事情により、児童数自体が増大していること（例えば、大規模マンションの建設による就学前児童数の増加、出生数の増加など）
- ・②「潜在家庭類型」及び③「利用意向率」に係る事項として、推計時の予想を超えて、教育・保育のニーズが高まっていること（例えば、専業主婦（主夫）世帯から共働き世帯への移行、幼稚園における預かり保育の活用により保育認定を受けられる保護者が幼稚園を利用するケースの増加、保育の必要性の認定事由の明確化や保育所整備の進捗等に伴う保育の利用意向の上昇など）

（参考：「量の見込み」の計算式（「手引き」等より））

$$\text{①「推計児童数」} \times (\text{②「潜在家庭類型」} \times \text{③「利用意向率」}) = \text{「量の見込み（人）」}$$

（留意事項）

- ・乖離の要因が推計児童数である場合には、社会増減（転入数－転出数）によるものか、自然増減（出生数－死亡数）によるものか等について分析する必要がある。
- ・推計児童数の算出に当たっては、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定時における人口推計など自然増減・社会増減を考慮に入れて算出した既存のデータを活用することも考えられる。
- ・乖離の要因が、新型コロナウイルス感染症の影響等による一時的なものであるかについて分析する必要がある。

（４）「量の見込み」の補正

見直しが必要と判断した場合、（３）の要因分析を踏まえて、「量の見込み」の補正を行うものとする。

（留意事項）

- ・過去の実績値によるトレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえることが必要である。特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起、女性の就業率の上昇傾向に留意いただきたい。その際、全国的女性就業率の動向については、令和２年については前年比減となっているが、令和３年は再び上昇していることなどにも留意が必要である。
- ・令和３年４月１日時点の「実績値」については、新型コロナウイルス感染症の影響に十分留意する必要がある。当該影響により「実績値」が下がっていると考えられる場合には、例えば、当該影響が発生する前の令和２年４月１日時点までの「実績値」の傾向を活用すること等により、「量の見込み」の補正を行うといった方法が考えられる。
- ・女性の就業増加等を踏まえ、１号認定から２号認定への変更を希望する場合があることに留意する必要がある。

- ・市町村計画における「量の見込み」を下方修正する必要性が高いと判断した場合には、既に事業を実施している事業者及び事業の実施を検討している事業者と十分に情報共有等を図る必要がある。
- ・「手引き」においては、アンケート調査を踏まえた標準的な算出方法を示しているところであるが、アンケート調査以外の方法も含む、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない。ただし、この場合においても、「潜在的なニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的考え方を踏まえる必要がある。

(5) 提供体制の確保の内容の変更

(4) により「量の見込み」を補正した場合、必要に応じ、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期についても変更を検討するものとする。

2. 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更に併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこととする。

その際、例えば、

- ・放課後児童クラブについて、利用の申込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析を踏まえ、見直しを行う
- ・延長保育事業及び病児保育事業について、保育所等の整備量の拡大に応じ、見直しを行う
- ・一時預かり事業について、一時預かり事業を行う幼稚園の拡大や、利用実績等から予測される利用する家庭類型の割合、専業主婦・主夫家庭等の増減見込み、実際の利用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う
- ・地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業を始め、上記以外の地域子ども・子育て支援事業についても、事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて見直しを行う

ことなどが考えられる。

また、「2. 1 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し」と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響に十分留意した上で「量の見込み」等の見直しを行っていただきたい。

3. 留意点

(1) 計画的な受け皿整備に向けた運用上の工夫

各地域における待機児童の状況等を踏まえ、例えば下記のような運用上の工夫を行うことなどにより、年度ごとの必要利用定員総数を確実に確保できるよう、計画的な受け皿整備を行う必要があると考えられる。

- ① 保育所や認定こども園を新たに整備した後、4・5歳児定員については、定員割れが生じる一方で、0～2歳児については、定員超過が生じることが多いことに鑑み、運営開始後1～3年目については、4・5歳児定員を少なく設定し、2年目以降については、入所児童の進級に伴い、4・5歳児の定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行う。
- ② 企業主導型保育施設の地域枠について、市町村の利用者支援の対象とした場合には、その積極的な活用を図る。
- ③ 都市開発部局と十分に情報共有、連携を行い、大規模マンション等の開発を行う際には、保育所や地域型保育事業所等を併せて整備することにより、社会増に伴い必要となる保育の受け皿を確保する。
- ④ 必要利用定員総数について、令和6年度の必要利用定員総数が、令和5年度の必要利用定員総数以上である場合には、認可に係る需給調整においては、各年度の必要利用定員総数に基づき認可を行うのではなく、計画期間の終期である令和6年度の必要利用定員総数に基づき行う。
- ⑤ 預かり保育事業に係る施設等利用給付の支給実績等も踏まえつつ、幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）等により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定に関する受け皿の確保策として位置付ける。

(2) 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の見直し（認定こども園の移行に関する事項を含む）

各都道府県においては、管内市町村の対応状況も踏まえ、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画について、適切に見直しを進めていただきたい。その際、市町村の区域を超えた教育・保育施設の利用（広域利用）が適切に市町村計画に反映されるようにするため、関係市町村間の連携・調整を支援するとともに、広域的な観点から市町村間の調整を行うこと。また、既存の幼稚園・保育所の希望に応じて認定こども園への移行を可能とするために設定いただいている「都道府県計画で定める数」について、改めて管内の事業者の希望を把握した上で、見直しを行うことが望ましいこと。

(3) 子ども・子育て支援法の一部改正を踏まえた対応

令和4年4月1日に一部施行される「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」（令和3年法律第50号）により、市町村子ども・子育て

て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項が追加され、あわせて、基本指針の改正がなされたところである。なお、本改正を踏まえて市町村計画を直ちに見直す必要があるものではないが、市町村の実情に応じて、第2期計画の中間年の見直しや、第3期計画等により対応することも差し支えないとしているところであるため、今般の中間年の見直しに際しては留意いただきたい。

(4)見直しに当たっての手続

見直しに当たっては、子ども・子育て支援法に基づき、地方版子ども・子育て会議等で議論を行うこととする。また、市町村・都道府県間で十分連携して対応することが望ましい。

4. その他

- ・今般の中間年の見直しに関して検討状況を把握するため、令和4年中の見直しの予定の有無について、令和4年3月頃に調査を行う予定である。
- ・中間年の見直しを踏まえた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの改定状況について、令和4年度中を目途に調査を行う予定である。

南相馬市公私連携幼保連携型認定こども園（原町区認定こども園）運営事業者について

令和4年5月に公募を行った、南相馬市公私連携幼保連携型認定こども園（原町区認定こども園）運営事業者の募集に市内2つの法人から応募がありました。

8月12日（金）に開催した南相馬市公私連携幼保連携型認定こども園法人選定委員会において、下記のとおり選定されましたので報告いたします。

記

1 選定事業者

法 人 名	社会福祉法人ちいろば会
所 在 地	南相馬市原町区二見町一丁目80番地の1
代 表 者	理事長 遠藤美保子
現に運営する施設	原町聖愛こども園、聖愛ちいろば園

2 新設するこども園の概要

設 置 場 所	南相馬市原町区高見町二丁目19番、20番地内
運 営 形 態	公私連携幼保連携型認定こども園 ※市と法人が締結する協定において教育・保育の基本的事項を規定するなど、民設民営でありながら市が一定の関わりを持つ運営形態です。
利 用 定 員	120人（予定）
開 園 予 定 日	令和7年4月1日
移 行 対 象 施 設	南相馬市立原町あずま保育園、原町さくらい保育園

3 選定委員会による審査

(1) 応募者数 2法人

(2) 審査内容

南相馬市公私連携幼保連携型認定こども園法人選定委員会（委員9人）において、書類審査及び面接審査（プレゼンテーション）により評価を行いました。

(3) 選定理由

書類審査及び面接審査（プレゼンテーション）の評価項目（17項目）の合計点が最も高かった「社会福祉法人ちいろば会」が運営事業者として選定されました。

4 スケジュール

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年4月
・法人選定		園児交流	開 園
・三者協議会設置	三者協議（市・法人・保護者代表）		
・協定締結	施設整備事業（市補助）		

原町区認定こども園運営事業者選定基準

1 審査する者

- (1) 公私連携法人は、南相馬市公私連携幼保連携型認定こども園法人選定委員会委員（以下「委員」という。）の審査により選定する。その結果については、子ども子育て審議会に諮問し、南相馬市長が決定する。
- (2) 審査にあたっては、南相馬市公私連携幼保連携型認定こども園法人選定委員会設置要綱第2条に基づき、様々な知見に基づく多角的な視点により移行対象施設(原町あずま保育園)を引き継ぐ実力のある運営法人を選定する。

2 審査方法

応募法人の審査は、第一次審査と第二次審査の2段階で実施する。

- (1) 第一次審査は、書類審査とし、第二次審査に先立ち事務所管課(こども育成課)が実施する。応募書類に基づき、募集要項に示した資格及び条件への適合を確認する。
資格及び条件を満たさない法人は欠格とする。
- (2) 第二次審査は、面接審査とする。応募法人との面談によるプレゼンテーション及び質疑等のヒアリングを行い、応募書類の内容、応答内容に基づいて委員全員が評価を行う。
なお、必要があれば応募法人が現に運営する施設の調査を行う。
- (3) 第二次審査において評価点の合計点が最も高い応募法人を運営法人(公私連携法人)とする。
合計点が同点の場合は、最上位と評価した委員の数が最も多い法人を事業候補者に選定する（又は委員の協議により選定する）。
ただし、その点数が基準点（満点の6割）に満たないの法人である場合はいずれの応募法人も選定しないものとする。

第二次審査の具体的な日時及び内容等については、第一次審査終了後に第二次審査の対象となる法人に連絡する。

3 選定基準

第二次審査（面接審査）の評価項目（案）

区分	審査項目	評価項目
法人の状況・組織体制	1 本事業の実施にあたっての基本的考え方 【様式2-1】【様式2-2】【様式2-3】 【様式2-4】	・応募の動機 ・事業実施の体制及び人員配置 ・市との連絡調整体制
	2 教育・保育に対する理念について 【様式2-5】【様式2-6】	・教育・保育に対する理念 ・現在の取り組み状況（教育・保育方針、教育・保育目標） ・自己評価・外部評価の取り組み

	3	財務内容について 【様式 2-7】	・運営法人の財政基盤の健全性 ・資金調達方法の適切性・確実性 ・事業収支の適切性 ・長期運営における適切な運営費の確保
	4	幼稚園・保育所・こども園等の運営実績について 【様式 2-1】	・運営している保育所等の箇所数、規模等 ・保育所等の運営状況等
施設整備・事業計画	5	開園準備計画の適切性 【様式 3-1】	・事業者決定から開園までのスケジュールの適切性 ・在園児への配慮の取り組みや提案 ・周辺住民への配慮
	6	施設整備に係る基本方針の明確性・適切性 【様式 3-2】	・施設整備に係る基本方針の明確性・適切性 ・施設全体の土地利用・施設整備の適切性
	7	地域経済への貢献（雇用、市内企業の活用等） 【様式 3-3】	・保育教諭・調理員採用についての考え方 ・施設整備・運営における市内企業の活用
	8	今後の事業計画について 【様式 3-4】	・認定こども園の運営計画 ・その他事業計画
園運営	9	保育時間・開園日について 【様式 4-1】	・保育時間の適切性 ・開園日の適切性
	10	保育教諭等配置計画について 【様式 4-2】【様式 4-3】	・保育教諭配置の適切性
	11	保育教諭の確保及び研修等について 【様式 4-4】	・開園時、開園後の保育教諭確保対策 ・保育教諭の研修計画
	12	教育・保育課程の内容について 【様式 4-5】	・教育・保育課程の適切性 ・支援を要する園児への配慮
	13	給食や食育について 【様式 4-6】	・給食の提供方針 ・食育の基本的な考え方 ・食物アレルギー対策
	14	安全対策・危機管理体制について 【様式 4-7】	・園運営にかかわる安全対策 ・災害・緊急時における危機管理体制・連絡体制 ・健康管理・衛生管理・感染症対策
	15	保護者や地域との連携について 【様式 4-8】	・園運営における保護者との連携 ・地域との連携
	16	園独自の取り組み（特色ある教育・保育）について 【様式 4-9】	・特色ある教育・保育の考え方
	17	公私連携に対する理解と意欲について 【様式 4-10】	・認定こども園の運営に関する市との連携体制 ・市立施設を引継ぎ、連携を続けていくことへの考え方 ・民間移管に向けた円滑な取り組み

4 留意事項

この評価項目については、現時点での案であり、「南相馬市公私連携幼保連携型認

定こども園法人選定委員会」の意見を踏まえ、変更することがある。